

# 北陸不動産公正取引協議会

## 平成24年度 事業計画

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

円高・ユーロ・ドル安の影響により輸出産業の業績が悪化しており、また欧州の政府債務問題の影響を受けて、世界の金融不安に拍車がかかり、景気が一層厳しい状況となることが心配されるところである。

不動産業界においても、長引く経済不況による消費者の不動産購買意欲が減退しており、不動産市況は、厳しい経営環境が続いている。

全国9地区協議会統一規約に基づく、違反広告主への対応が厳しく求められていることから、当協議会は、研修活動等の充実や規約の遵守が図られるように努めるとともに、協議会事業をより活性化し、不動産の公正取引を進展させるように努める。

以下、平成24年度の実業計画に基づき、次のとおり実施する。

### 1. 運営体制の充実

持ち回り体制となって3年目となることから、更なる効果的・効率的な事業運営のための体制充実に努める。

### 2. 諸会議への参加

連合会幹事会・総会等に参加し、規約運用の諸問題等について情報交換を行う。

### 3. 規約指導員養成講習、規約研修会の開催

規約指導員養成講習を開催して指導員を養成し、各構成団体における研修会において講師を務める。

### 4. 広告調査と違反再発防止

調査を行うための違反調査等事務処理規程を全国8協議会と調整のうえで作成し、構成6団体の協力を受けて一斉広告調査を実施するとともに、違反再発防止の指導を行う。

### 5. 広告事前相談の実施

広告表示・景品企画の事前相談を受け、規約違反を未然に防止し適正な規約運営に努める。

### 6. 公取協活動状況の周知

一般消費者に対し、当協議会組織・活動状況を「不動産公正取引協議会連合会」のホームページ等を通じて周知する。

### 7. 関係官庁・諸団体との連携

関係官庁、他不動産公正取引協議会等との連携を図り規約の統一的解釈、運用に努める。